

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく情報の公開について

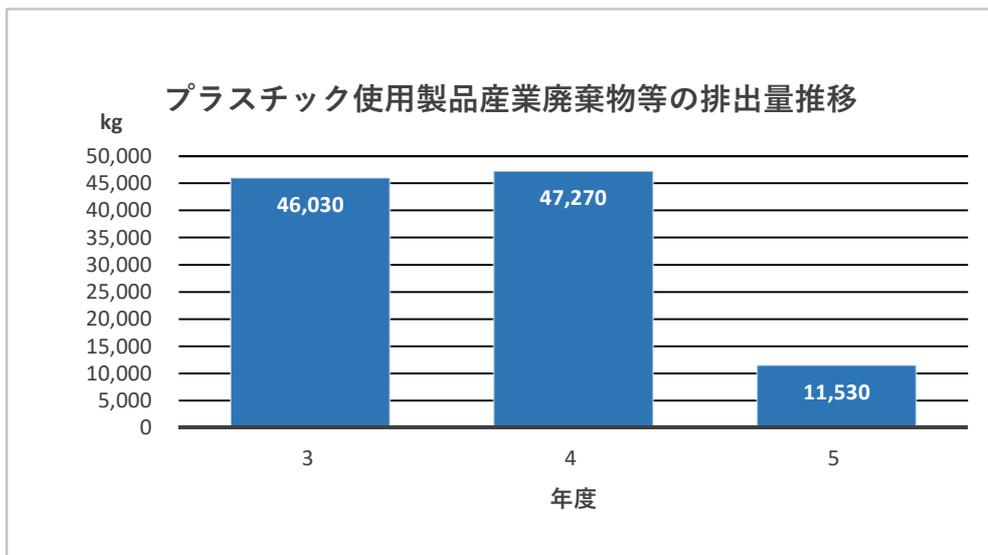
令和5年7月 日

静岡県立静岡がんセンター

令和4年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、静岡がんセンターから排出されるプラスチック使用製品産業廃棄物の排出量等について、下記のとおり情報公開する。

記

- 1 前年度排出量について
令和4年度排出量：47t
- 2 排出量の推移



※令和5年度は6月末実績

- 3 再資源化等の状況
静岡がんセンターから排出されたプラスチック使用製品産業廃棄物は、廃棄物処理業者に引き渡し、再資源化可能なものについては再生発砲スチロール、再生プラスチック、固形燃料等として再利用を行っている。